

令和5年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会

日時：令和5年6月27日（火）午前10時00分～

形式：Webによるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

議 事

1 諮問

「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価書案

「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価書案

2 受理報告

【審議資料】

資料1 「都市高速鉄道第7号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価書案について

資料2 「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価書案について

資料3 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	奥委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	羽染委員
	安立委員	速水委員
	飯泉委員	廣江委員
	日下委員	水本委員
	玄委員	宗方委員
	小林委員	保高委員
	高橋委員	横田委員
	堤委員	渡部委員
		渡邊委員

(20 名)

事務局 下間アセスメント担当課長

資料 1

5 環 総 政 第 180 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 5 年 6 月 27 日

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

記

諮問第 547 号 「都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価書案

資料 2

5 環 総 政 第 181 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和 5 年 6 月 27 日

東京都知事 小池 百合子
(公 印 省 略)

記

諮問第 548 号 「都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価書案

受 理 報 告 (6 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	一般国道 20 号日野バイパス (延伸) II 期建設事業	令和 5 年 5 月 23 日
	日本電子昭島製作所建物更新計画	令和 5 年 5 月 31 日
2 事 後 調 査 報 告 書	大手町一丁目 2 地区開発事業 (工事の施行中その 2)	令和 5 年 4 月 18 日
	白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業 (工事の施行中その 4)	令和 5 年 5 月 23 日
3 変 更 届	八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業	令和 5 年 5 月 23 日
	三鷹都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線武蔵野都市計画道路 3・3・6 号調布保谷線 (三鷹市野崎～武蔵野市関前間) 建設事業	令和 5 年 5 月 23 日
4 工 事 完 了 届	西品川一丁目地区再開発計画	令和 5 年 6 月 6 日

受 理 年 月 日
令和 5 年 5 月 23 日

「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う騒音について、評価の指標とした規制基準及び勧告基準を下回っているが、計画地周辺には住宅等が近接することから、防音パネル等の採用や建設機械の配置を詳細に検討するなど、より一層の環境保全のための措置を講じること。 また、計画地周辺の道路交通騒音について、現況で昼間及び夜間の環境基準を超過している地点があることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、道路交通騒音の低減に努めること。	住居に近接して工事を実施する場合には、極力騒音の少ない工法を採用するとともに、仮囲いや防音シートの具体化の検討にあたっては、最新の技術指針等の内容を踏まえ、実行可能な範囲内で環境影響の回避又は低減に努める旨を追記した。 また、工事の完了後に係る追加措置の検討にあたっては、最新の技術指針等の内容を踏まえ、実行可能な範囲内で環境影響の回避又は低減に努める旨を追記した。 （本編 179、180 ページ）

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
水質汚濁	計画道路は、浅川及び川北用水路と交差することから、水底の掘削やコンクリート工事及び一時的な流路の切り回し工事等に伴う水質汚濁が生じる可能性があり、水生生物の生息・生育への影響も懸念され、特に流量の少ない川北用水路では、小規模な工事であっても、その影響が顕著に現れるおそれがある。このため、交差部の構造や施工方法を可能な限り明らかにした上で、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。	川北用水を函渠で交差する計画であることを追記し、浅川及び川北用水との交差部の施工方法として、一時的な流路の切り回し等を行うとともに、橋脚の設置にあたっては仮締切工法による直接流水に接しない施工を行う旨を追記した。さらに、盛土工における建設機械及び施工方法を追記するとともに、川北用水における切り回しの施工手順について、模式図を図示した。 また、交差部についてカルバートの設置等により連続性を確保するとともに、必要に応じて生息（育）環境に配慮した構造及び大きさを検討する旨を追記した。 （本編 8～9、17、19、23、357、363、366～373、376～378、381、382 ページ、資料編 1、12 ページ） 濁水処理施設からの放流水の排水先の検討にあたっては、排水先の流量等を考慮し、水質及び生物・生態系への影響に配慮するとともに、浅川及び川北用水において、仮設材料による一時的な流路の切り回し等とそれに伴う生息（育）環境としての機能の確保、濁水の発生に留意した工法を検討する旨を追記した。 （本編 4、200～202、378 ページ）

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
地盤、水循環 共通	工事の施行にあたっては、遮水性の高い土留壁を施工することで地下水の湧出を抑制するとしていることから、土留壁や地下構造物の設置範囲、これらと地下水位等との関係についても明らかにした上で、地盤及び地下水の状況を適切な地点で継続的に監視し、地盤沈下や地下水変動の防止に努めること。	土留壁の根入れ長等を検討するため、収集する既存資料を追加し、地下構造部における地層構造について追記した。土留壁の構築にあたり、地下構造部において難透水層は一律の深さに分布していないため、必要に応じて地盤改良工等併せて根入れ長を検討する旨を追記した。また、地質縦断図等の各図面に地下構造部の位置関係等がわかるように図示した。 【地盤】（本編 5、215、216、219、243～246 ページ、資料編 87～101） 【水循環】（本編 6、249、250、254～256 ページ） 工事の施行に先立ち確認する事項として、地盤高さを追記した。また、事後調査にあたり、既存資料調査及び必要に応じて関係市への聞き取り調査等を行い既存井戸の分布の把握に努めるとともに、適切な地点及び期間を設定した上で継続的な監視を行う旨を追記した。 【地盤】（本編 245 ページ） 【水循環】（本編 255 ページ）

受 理 年 月 日
令和 5 年 5 月 31 日

「日本電子昭島製作所建物更新計画」
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測における最大値については、規制基準を満たすものの概ね同値であり、かつ、その出現地点は医療施設等に近接する西側境界付近であることから、騒音・振動の影響が懸念されるため、環境保全のための措置を徹底するとともに、更なる環境保全のための措置を検討し、工事施行中の騒音・振動の一層の低減に努めること。	建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響の一層の低減を図るため、解体工事の際、必要に応じて防音パネル等を設置する旨を環境保全のための措置（予測に反映しなかった措置）に追記した。 (本編 141 ページ)

6 月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和5年6月27日

■事後調査報告書

(1) 事業名：白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その4）

事業者名：白金一丁目東部北地区市街地再開発組合

項 目	助言事項		委員
地盤	1	観測期間（2019年7月～2022年10月）中に地盤高計測地点4か所のうち3か所を移動しており、工事に伴う地盤の変動量を適切に評価できていないことを懸念します。少なくとも観測期間中に移動の必要性を生じない場所を計測点として選定すべきだったと思います。事業地は盛土・埋立地（国土地理院、2023）で軟弱地盤の沖積低地部であることから、建設した構造物の重量により地盤が沈下する可能性もあるのではないのでしょうか。 今回の報告期間では④'において2022年7月から10月の3か月間に5mmの地盤沈下が観測されています。また、2019年7月から見ると、複数地点で年間5mm前後の地盤沈下が発生しています。2023年2月に東京都が公表した「東京都の地下水・地盤環境レポート」によると、2020年の都内の最大地盤沈下量は区部低地部で1.02cmですので、3か月間のデータではありますが④'の地盤沈下量は比較的大きいと指摘できます。 地盤沈下については、今後も可能な範囲で注視するのがよいように思われます。	飯泉委員